

# 第1章 計画の基本的事項

## 1. 計画の目的、位置付け

長崎県では、廃棄物処理のマスタープランである「長崎県廃棄物処理計画～ゴミゼロながさき推進計画～」(以下「廃棄物処理計画」といいます。)の第5次廃棄物処理計画を新たに令和3年3月に策定しました。

これに伴って、そのアクションプランである、「ゴミゼロながさき実践計画」を策定するものです。

廃棄物処理計画は、長崎県の廃棄物発生量を最小化するために、目標年次(令和7年度)における廃棄物の発生抑制や再使用・再生利用等の目標を定め、その目標を実現していくための取組のあり方を示したものです。さらに、環境を考えた廃棄物の処理体系を構築するための取組を示すとともに、県民のゴミゼロ意識を確立するための取組も示しています。

「ゴミゼロながさき実践計画」は、廃棄物処理計画における「廃棄物の減量化・リサイクル」に係る目標値の達成を図るために、県民、事業者、NPO、大学、行政(県・市町)の役割分担を明らかにするとともに、実践可能な取組を具体的に掲げることにより、関係者が自主的かつ相互に協力・連携し、循環型社会の構築を目指すことを目的としています。

このようなことから、ゴミゼロながさき実践計画は、廃棄物処理計画における「廃棄物減量化・リサイクル」のアクションプランとして位置付けられ、県民、事業者、NPO、大学、行政(県・市町)が目標実現のために取り組んでいく際の基本的な指針及び相互の共通認識となるものです。

## 2. 計画の期間、目標年次

ゴミゼロながさき実践計画の対象期間は、マスタープランである廃棄物処理計画の計画対象期間と同様に、令和7年度までとし、目標年次も令和7年度としています。しかしながら、計画対象期間が終了し、または、目標年次までに目標値が達成されても、ゴミゼロながさき実践計画の役割が終わるものではなく、ここで示された取組、また見直し等によって今後新たに追加される取組は、長崎県の廃棄物発生量を最小化するために継続して実施していく必要があります。

そこで、廃棄物処理計画は5年ごとに計画を策定することとなっていますが、ゴミゼロながさき実践計画は、その取組の効果を毎年チェックし、次年度の取組に反映させることによって、1年目よりは2年目、2年目よりは3年目と、その時々に応じて、より実効性の高い計画に発展させていくこととします。

### 3. 基本理念と基本目標

従来の大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会のあり方は、天然資源の枯渇や環境破壊を引き起こすだけでなく、私たちが暮らす地球の気候変動に密接に関係しています。そのため、今こそ、私たち自身が日々の暮らしを見直し、4Rを推進することでごみの量の削減を図り、限りある「資源」を有効に活用しなければなりません。今を生きる私たちに求められることは、一人ひとりがライフスタイルや事業活動を見直し、次世代へ可能な限り良好な環境を引き継いでいくことです。

この計画では、「ゴミゼロながさき」を実現するために、「ゴミゼロは暮らしの原点 未来の視点」でごみ問題を考え、つぎの3つの基本目標を柱に、県民、事業者、NPO、大学、行政が連携を図りながらごみの減量化・資源化に関する取組を実践します。

#### ■ ゴミゼロながさき実践計画の基本理念と基本目標

##### ◆基本理念

本県の目指す将来像をごみのない資源循環型の長崎県「ゴミゼロながさき」と定めます。

##### ◆基本目標

###### I 廃棄物の発生量の最小化

4Rを推進することにより、廃棄物の発生を抑制し、リサイクルを促進して廃棄物の発生量が最小化される長崎県を目指します。

- R e f u s e (リフューズ) : 使い捨てプラスチック (スプーン、フォークなど) を断るなど、家庭などにごみとなるものを持ち込まないよう「断る」。
- R e d u c e (リデュース) : ものを大切にし、ごみとして出すものを「減らす」。
- R e u s e (リユース) : そのままの形で「再使用する」。
- R e c y c l e (リサイクル) : 廃棄物となったものを一度処理し原材料として新しいものに作りかえて「再生利用 (リサイクル) する」。

###### II 環境を考えた処理体系の構築

最小化した廃棄物について、安全に適切な方法で処理するための施設については整備されつつありますが、さらに、熱回収の効率化、施設の広域化や分別回収の拡充などの取組を推進し、環境に配慮した処理ができる長崎県を目指します。

###### III 県民のゴミゼロ意識の確立

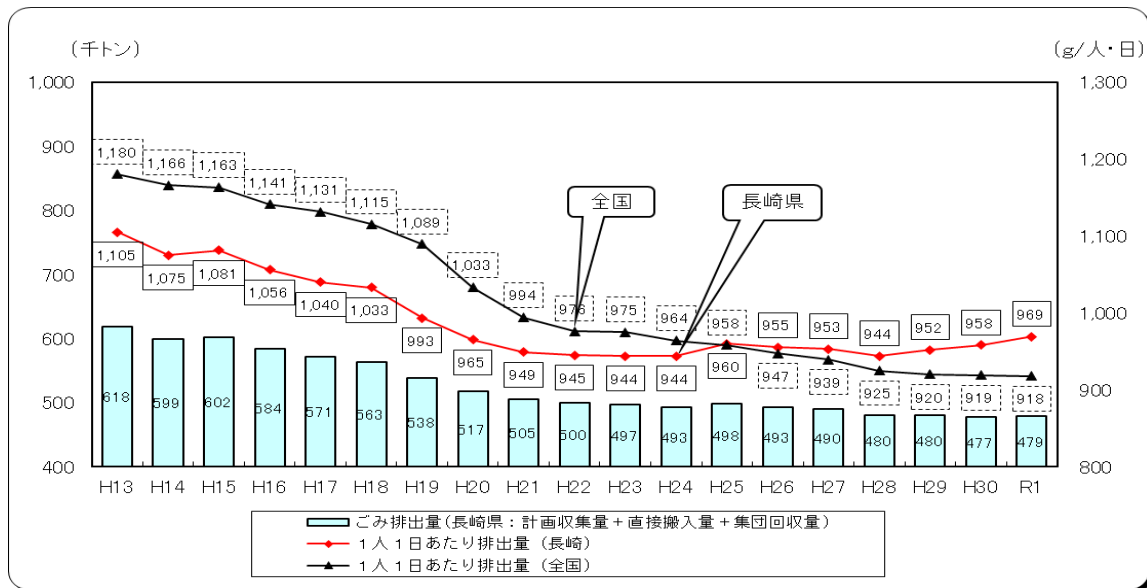
県民、事業者、NPO、大学、行政などにより形成されているネットワークを活用し、環境教育や啓発活動を実施することで、ゴミゼロながさきへ向けた取組の必要性を県民一人ひとりが自覚し、身近にできる活動から実践していく長崎県を目指します。

## 4. 現状と課題・数値目標

### (1) 一般廃棄物の現状と課題・数値目標

令和元年度における一般廃棄物(ごみ)の排出量は、47万9千トンです。

これを県民1人1日あたりに換算すると、969グラムとなります。従来から減少傾向となっていました。近年では横ばいから増加に転じており、令和元年度では全国平均値を51グラム上回っています。排出量が減少しない主な要因としては、焼却処理されるごみの組成割合が多い紙類や生ごみの減量化対策が十分でなかったためと考えられ、リサイクル可能な紙類の分別、生ごみの水切りなどによるごみの排出量削減へのさらなる取組が必要です。



一般廃棄物(ごみ)排出量の推移

一般廃棄物排出量及び資源化量の推移

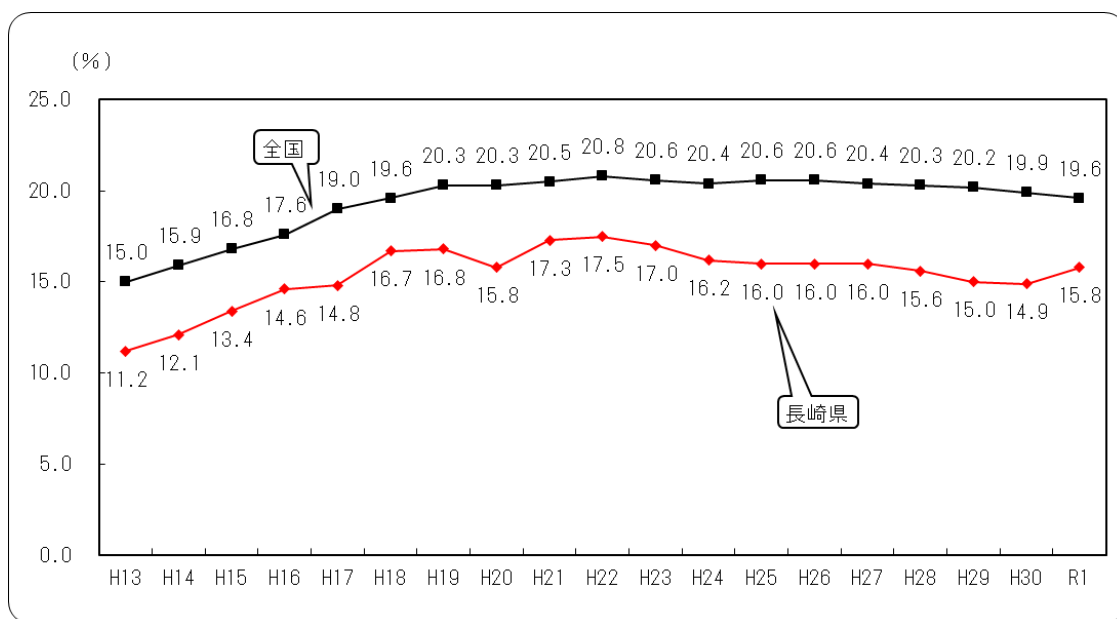
年 度		H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
人 口(人)		1,457,540	1,448,730	1,436,614	1,430,911	1,420,236	1,414,903	1,404,837	1,394,063	1,381,079	1,365,865	1,350,826
計 画 収 集 量	混 合 ご み	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	可 燃 ご み	349,302	344,432	344,007	339,950	341,409	339,235	337,710	333,653	342,767	337,875	338,405
	不 燃 ご み	22,176	22,083	22,444	21,089	21,173	20,972	21,279	18,473	17,228	17,381	16,992
	資 源 ご み	39,119	38,640	38,341	39,130	39,175	37,905	37,205	35,685	34,208	33,447	32,717
	粗 大 ご み	1,716	1,748	1,775	1,824	1,831	1,865	1,628	1,565	1,621	1,882	1,906
	そ の 他	1,040	829	731	718	701	795	441	476	539	464	450
	小 計	413,353	407,732	407,298	402,711	404,289	400,772	398,263	389,852	396,363	391,049	390,470
直 接 搬 入 量		68,143	69,158	67,051	69,535	72,733	72,556	72,796	72,887	67,046	70,851	74,297
計		481,496	476,890	474,349	472,246	477,022	473,328	471,059	462,739	463,409	461,900	464,767
内 訳	生 活 系 ご み	328,513	323,783	325,367	318,857	318,720	316,474	313,826	305,378	304,781	303,391	306,896
	事 業 系 ご み	152,983	153,107	148,982	153,389	158,302	156,854	157,233	157,361	158,628	158,509	157,871
	集 団 回 収 量	23,534	22,776	22,152	20,767	20,673	19,789	18,764	17,561	16,511	15,599	14,530
	合 計	505,030	499,666	496,501	493,013	497,695	493,117	489,823	480,300	479,920	477,499	479,297
集 団 回 収 量		23,534	22,776	22,152	20,767	20,673	19,789	18,764	17,561	16,511	15,599	14,530
直 接 資 源 化 量		7,278	7,178	6,791	6,553	6,171	6,274	6,219	5,936	6,097	6,645	6,501
中 間 処 理 後 資 源 化 量		56,350	57,704	55,598	52,331	52,703	52,125	53,488	51,255	49,059	48,925	54,369
内 訳	焼 却 残 さ	17,244	18,301	16,999	13,603	13,997	14,335	16,146	15,832	15,793	16,860	22,708
	粗 大 ご み 施 設	2,449	2,323	2,376	1,414	1,546	1,430	1,330	1,480	1,564	1,717	1,832
	資 源 化 等 施 設	36,657	37,080	36,223	37,314	37,160	36,360	36,012	33,943	31,702	30,348	29,829
	資 源 化 合 計 量	87,162	87,658	84,541	79,651	79,547	78,188	78,471	74,752	71,667	71,169	75,400
1人1日あたりの排出量 (g/人・日)【長崎県】		949	945	944	944	960	955	953	944	952	958	969
1人1日あたりの排出量 (g/人・日)【全国】		994	976	975	964	958	947	939	925	920	919	918
再生利用率(%)【長崎県】		17.3	17.5	17.0	16.2	16.0	15.8	16.0	15.6	15.0	14.9	15.8
再生利用率(%)【全国】		20.5	20.8	20.6	20.4	20.6	20.6	20.4	20.3	20.2	19.9	19.6

※赤字は、全国平均よりも悪い数値

令和元年度の再生利用率は15.8%です。年々増加の傾向を見せていましたが、平成22年度以降減少傾向が見られます。令和元年度時点で全国値と比較すると3.8ポイント少ない値(全国値19.6%)であり、より一層再生利用を進める必要があります。特に全国と比べて低い品目である紙類の再資源化を推進する必要があります。

なお、令和元年度の最終処分量は3万9千トンで、近年減少の傾向にあり、ごみ排出量に占める最終処分量の割合(以下、「最終処分率」という。)は8.1%で全国値(8.9%)より小さくなっています。

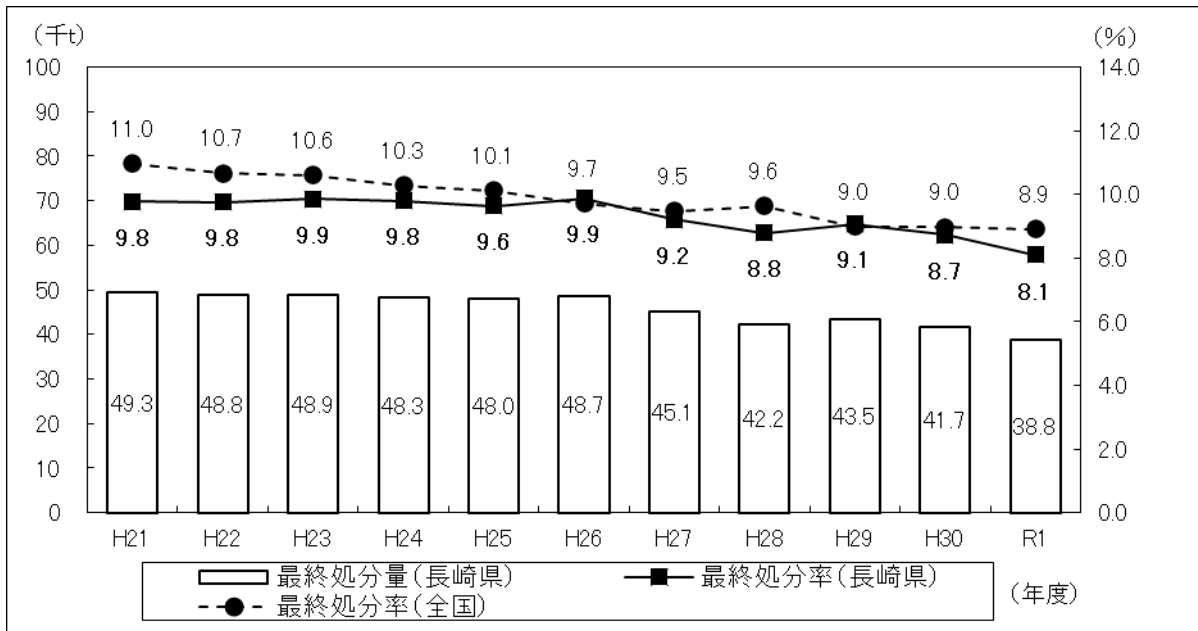
循環型社会を形成するため、ごみの排出量削減や再生利用を推進し、可能な限り最終処分量を継続して抑制する必要があります。



再生利用率の推移

※ 再生利用率とは

$$\text{再生利用率 (\%)} = \frac{(\text{直接資源化量} + \text{中間処理後再生利用量} + \text{集団回収量})}{(\text{ごみ処理量} + \text{集団回収量})} \times 100$$



最終処分量と最終処分率の推移

一般廃棄物は主に県内の市町が処理しますが、ごみ処理費用の高騰による住民・事業者の負担、焼却によるダイオキシン類と二酸化炭素の発生、最終処分場の残余容量のひっ迫などの問題があるため、排出量の削減や再生利用率を向上させることにより、焼却量や最終処分量を最小化する必要があります。

令和3年3月に策定した廃棄物処理計画では、令和元年度までの排出量等の実績を基に令和7年度における1人1日あたりの一般廃棄物の排出量を、令和元年度に比べ69グラム削減することとしており、ゴミゼロながさき実践計画では令和7年度における数値目標を以下のように設定します。

《一般廃棄物(ごみ)の減量化目標(目標年度:令和7年度)》

- 令和元年度の長崎県民1人1日あたり排出量969グラムから「69グラム」削減し900グラムにします。

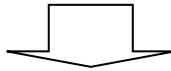
これは、令和7年度の排出量を、令和元年度に比べて長崎県内全体で約5万8千トン減らそうとする目標です。

- 令和元年度の再生利用率15.8%を4.2ポイント向上させ20%にします。

これは、令和7年度の再生利用量を、令和元年度に比べて長崎県内全体で約1万4千トン(1人1日あたり約30グラム)増加させようとする目標です。

予測値

	令和元年度 (実績)	令和3年度 (予測値)	令和7年度 (予測値)
排出量 (1人1日あたり) (排出量: 千トン)	969 g/人・日 (479)	958 g/人・日 (464)	961 g/人・日 (450)
再生利用率 (%) (再生利用量: 千トン)	15.8% (75)	15.4% (72)	15.0% (67)

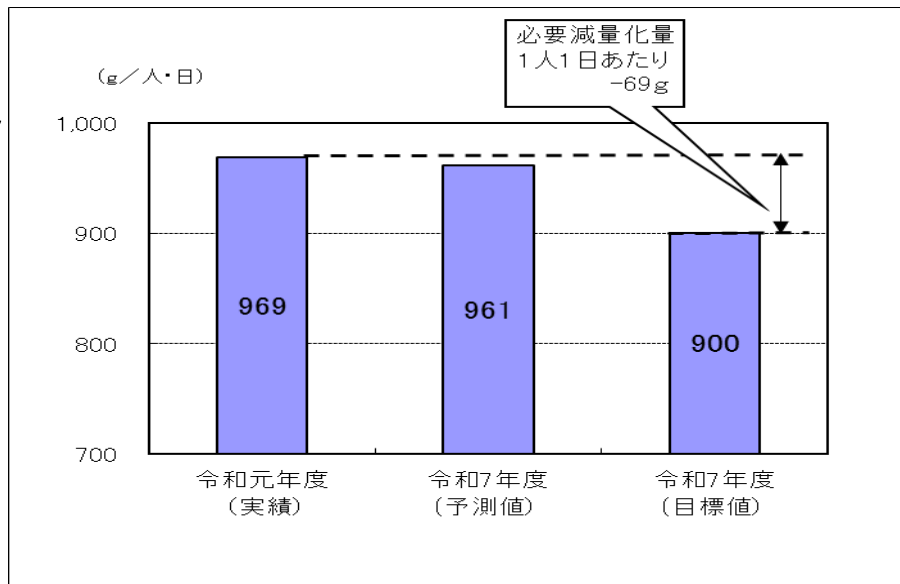


目標値

	令和7年度 (目標値)
排出量 (1人1日あたり) (排出量: 千トン)	900 g/人・日 (421)
再生利用率 (%) (再生利用量: 千トン)	20.0% (89)

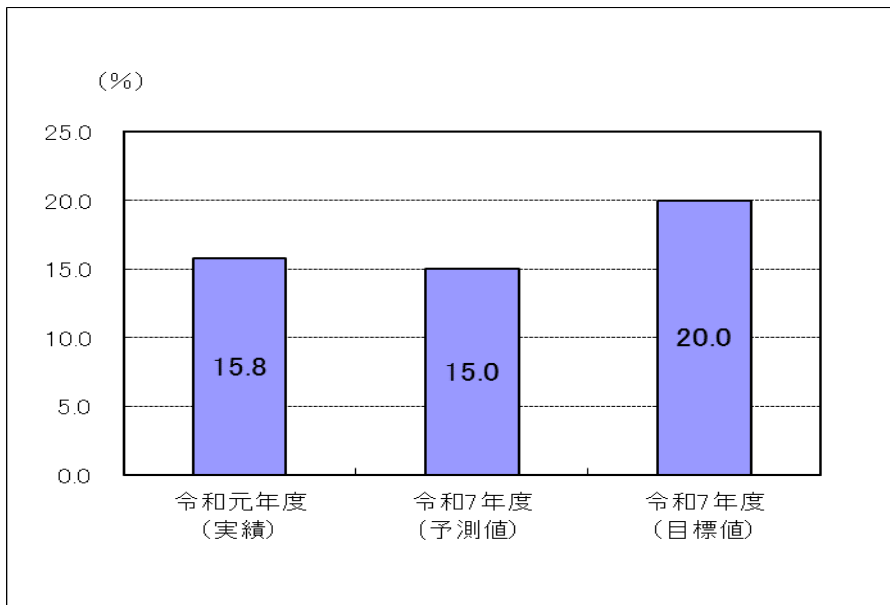
■一般廃棄物排出量の目標値(令和7年度)

令和元年度の県民1人1日あたりの排出量は969g/人・日です。これを目標値まで削減するためには、県民1人1日あたり69グラム※の削減が必要です。



※69 グラムとは、A4コピー用紙  約17枚分の重さです。

## ■一般廃棄物再生利用率の目標値(令和7年度)



令和元年度の再生利用率は15.8%です。これを目標値20%まで向上させるためには、県民1人1日あたり約30グラム\*の再生利用量の増加が必要となります。

※30グラムとは空のペットボトル(2L)約1本分の重さです。



上記の他にも26~27ページに削減量や再生利用量の目安を掲載しています。

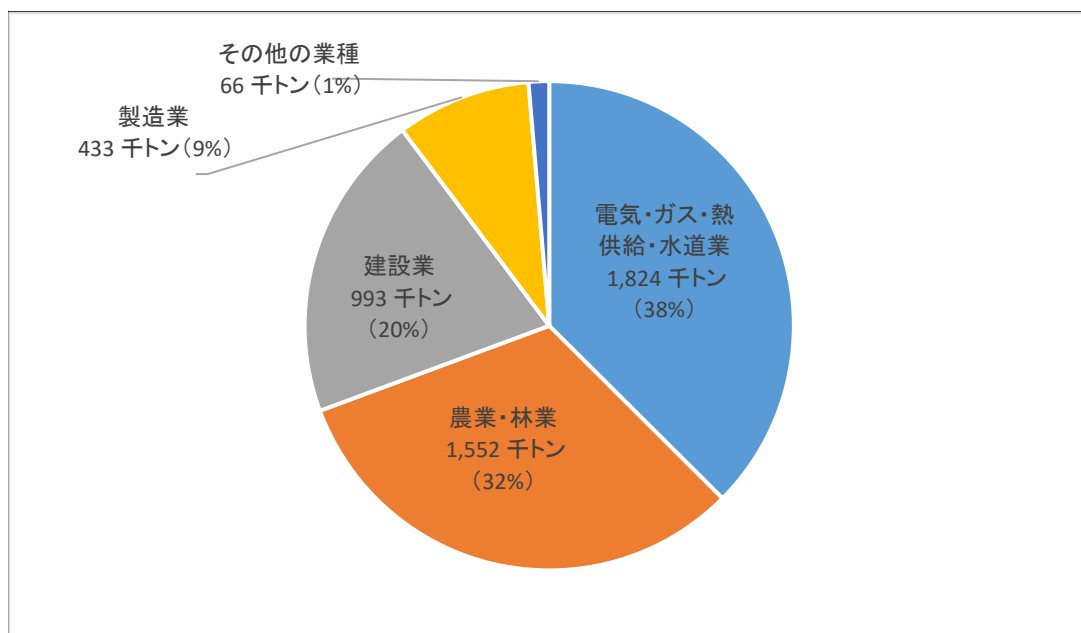
## (2) 産業廃棄物の現状と課題・数値目標

令和元年度における産業廃棄物の排出量は、約 487 万トンと推計されます。

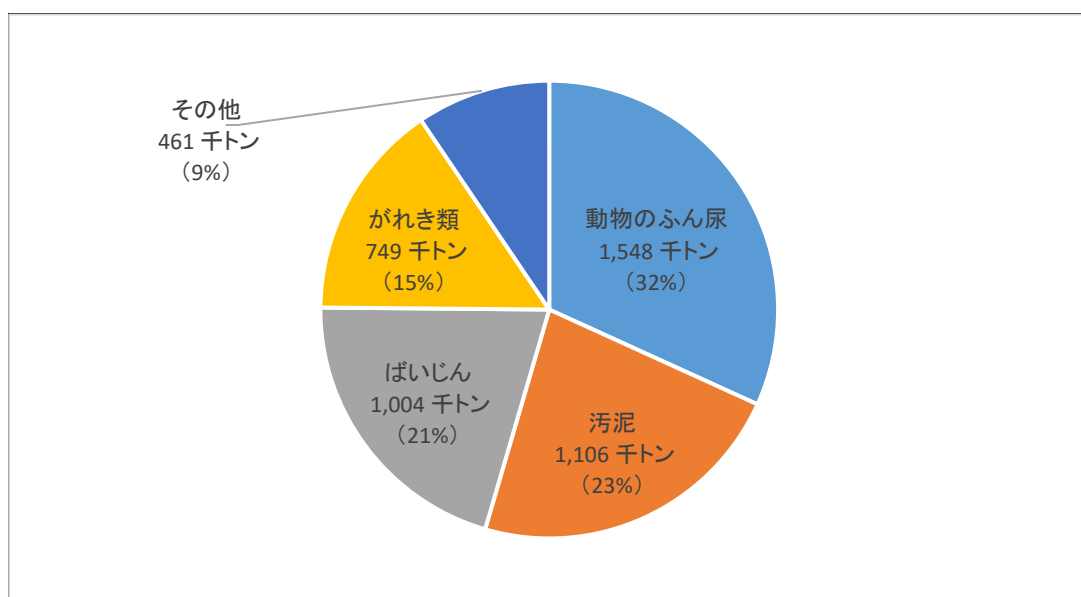
この排出量を業種別にみると、電気・ガス・熱供給・水道業、農業・林業、建設業の順に多く、全排出量の 9 割を占めています。

また、排出量を種類別にみると、動物のふん尿、汚泥、ばいじん、がれき類の順に多く、この 4 品で全排出量の 9 割以上を占めています。

排出量は県内各地の発展に伴い増加していることから、循環型社会の形成を推進するために、廃棄物の適正処理、再資源化を一層推進して、最終処分量を減らす必要があります。



【業種別産業廃棄物排出量】



【種類別産業廃棄物排出量】

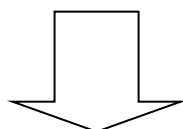


■廃棄物処理計画に掲げる産業廃棄物の排出量・処理量の将来予測と数値目標

予測値

	平成 26 年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和 7 年度 (予測値)
排出量 (千トン)	4,469	4,868	5,142
再生利用率 (%) (再生利用量 : 千トン)	60 (2,702)	64 (3,117)	66 (3,378)
最終処分量(千トン)	180	224	234

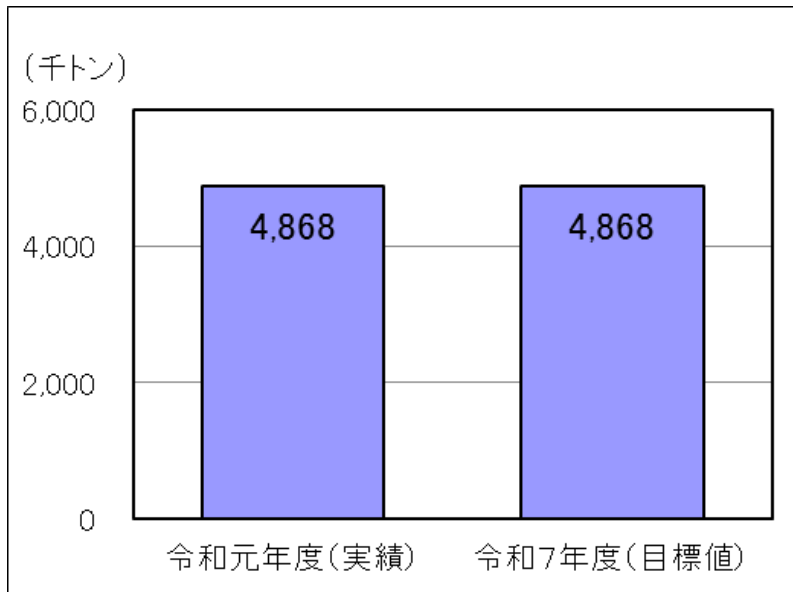
※再生利用率は、排出量に対する割合



目標値

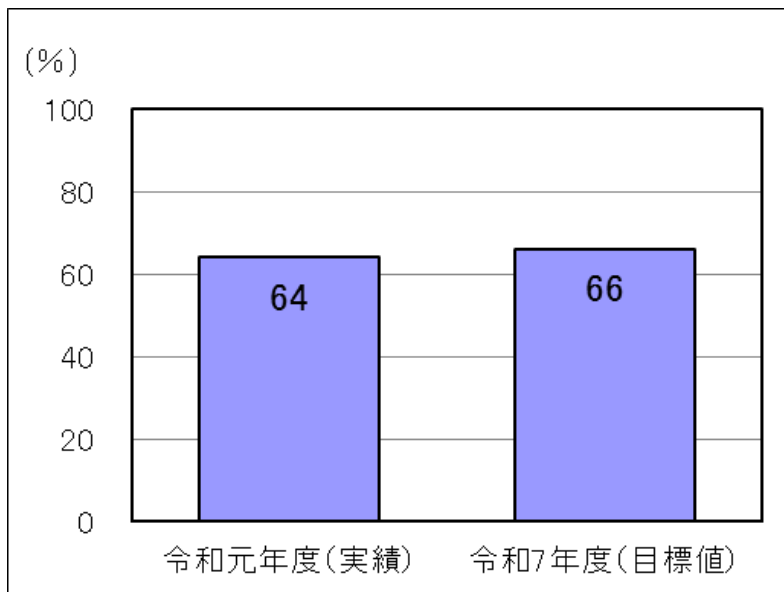
	令和 7 年度 (目標値)
排出量 (千トン)	4,868
再生利用率 (%) (再生利用量 : 千トン)	66 (3,213)

### ■産業廃棄物排出量の目標値(令和7年度)



令和元年度の排出量は、486万8千トンでした。排出量は、増加することが予測されますが、排出抑制に努め、令和元年度の排出量を維持します。

### ■産業廃棄物再生利用率の目標値(令和7年度)



令和元年度の再生利用率は、64%でした。今後さらに産業廃棄物の再生利用の推進に努め、令和7年度では再生利用率を66%にすることを目指します。